資料 1-2

いぶり住まいるネットワーク設置要綱

（名　称）
第１条　本会議の名称は、いぶり住まいるネットワーク（以下「ネットワーク」という。）と称する。

（目　的）
第２条　このネットワークは、道、市町、関係団体等による移住・定住の取組に関する情報共有や意見交換を行うとともに、連携体制の構築を図り、地域における移住・定住の促進に資することを目的として設置する。

（検討事項）
第３条　ネットワークは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について検討する。
（１）地域の移住・定住施策の推進に関すること
（２）地域の受入体制の整備に関すること
（３）しごと、起業及び住まいに係る情報の収集・提供に関すること
（４）地域の魅力発信に関すること
（５）その他移住・定住に関すること

（構　成）
第４条　ネットワークは、別表に掲げる機関の担当職員で構成する。
２　ネットワークに座長を置き、座長には、北海道胆振総合振興局地域政策部地域政策課長をもって充てる。

（会議の運営）
第５条　会議は、座長が招集し開催する。ただし、座長に事故あるときは、座長の指名する者がその任にあたる。
２　座長は、必要に応じ議題に関連する構成機関のみをもって開催することができる。
３　座長は、必要に応じて別表に掲げる者以外の者をネットワークに出席させることができる。

（事務局）
第６条　ネットワークの事務局は、北海道胆振総合振興局地域政策部地域政策課に置く。

（その他）
第７条　この要綱に定めるもののほか、ネットワークの運営に関し必要な事項は、座長がネットワークに諮って定める。

附　則
この要綱は、平成２７年１２月１０日から施行する。

別表（ネットワークの構成員）

区分	所　属
地域 （市町等）	室蘭市
	苫小牧市
	登別市
	伊達市
	豊浦町
	壮瞥町
	白老町
	厚真町
	洞爺湖町
	安平町
	むかわ町
	胆振町村会
しごと関係	ローカルワークコーディネーター
	室蘭公共職業安定所
	苫小牧公共職業安定所
	北海道銀行
	北洋銀行
	日本政策金融公庫
	室蘭信用金庫
	苫小牧信用金庫
	伊達信用金庫
住まい関係	（公社）北海道宅地建物取引業協会　室蘭支部
	（公社）北海道宅地建物取引業協会　苫小牧支部
	（公社）全日本不動産協会北海道支部　道央ブロック
北海道	胆振総合振興局
	胆振教育局
（事務局）	胆振総合振興局地域政策部地域政策課